

上田市地域防災計画【その他の災害対策編】

主な修正点

新旧対照表

令和8年5月

頁	新	旧	修正理由・備考
5	<p>新 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強いまちづくり</p> <p>第3 実施計画 7 通信の確保 (2) 実施計画 ア <u>NTT東日本</u>長野支店が実施する計画 電気通信設備の予防措置 雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。</p>	<p>旧 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強いまちづくり</p> <p>第3 実施計画 7 通信の確保 (2) 実施計画 ア <u>東日本電信電話</u>長野支店が実施する計画 電気通信設備の予防措置 雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。</p>	社名変更に伴う修正
9	<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 活動の内容 2 住民の安全対策、福祉対策 (2) 実施計画 ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。 イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援の実施に努める。 ウ 市は、<u>平時</u>から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検に努める。</p> <p>4 文化財の保護 (1) 基本方針 文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。 市における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を<u>講ずる</u>。</p>	<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 活動の内容 2 住民の安全対策、福祉対策 (2) 実施計画 ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。 イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援の実施に努める。 ウ 市は、<u>平常時</u>から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検に努める。</p> <p>4 文化財の保護 (1) 基本方針 文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。 市における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を<u>講じる</u>。</p>	表現の統一に伴う修正
14	<p>第2章 災害応急対策計画 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>3 通信の確保 (1) 基本方針 雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。 (2) 実施計画 ア <u>NTT東日本</u>が実施する対策</p>	<p>第2章 災害応急対策計画 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>3 通信の確保 (1) 基本方針 雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。 (2) 実施計画 ア <u>東日本電信電話</u>が実施する対策</p>	社名変更に伴う修正
15	<p>第2章 災害応急対策計画 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容 4 住民の安全対策、福祉対策 (2) 実施計画 ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実</p>	<p>第2章 災害応急対策計画 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容 4 住民の安全対策、福祉対策 (2) 実施計画 ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>施する。</p> <p>イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。</p> <p>ウ <u>平時</u>から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>6 文化財の保護</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>市における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を<u>講ずる</u>。</p>	<p>施する。</p> <p>イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。</p> <p>ウ <u>平常時</u>から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>6 文化財の保護</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>市における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を<u>講じる</u>。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
29	<p>道路災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>第1 基本方針</p> <p>自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、<u>平時から</u>連携を強化しておく。</p>	<p>道路災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>第1 基本方針</p> <p>自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、<u>平常時より</u>連携を強化しておく。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
31	<p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。</p> <p>この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、<u>平時</u>から連携を強化しておく必要がある。</p> <p>また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。</p>	<p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。</p> <p>この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、<u>平常時</u>から連携を強化しておく必要がある。</p> <p>また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
41	<p>鉄道災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。</p> <p>また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を<u>講ずる</u>必要がある。</p>	<p>鉄道災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。</p> <p>また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を<u>講じる</u>必要がある。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>第2 主な取組み</p> <p>1 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を<u>講ずる</u>。</p> <p>2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を<u>講ずる</u>。</p> <p>3 市、県及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を<u>講ずる</u>。</p> <p>4 市及び県は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を<u>講ずる</u>。</p>	<p>第2 主な取組み</p> <p>1 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を<u>講じる</u>。</p> <p>2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を<u>講じる</u>。</p> <p>3 市、県及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を<u>講じる</u>。</p> <p>4 市及び県は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を<u>講じる</u>。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
42	<p>第3 計画の内容</p> <p>3 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を<u>講ずる</u>必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険個所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を<u>講ずる</u>ものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>3 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を<u>講じる</u>必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険個所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を<u>講じる</u>ものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
46	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 市、県及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を<u>講ずる</u>。</p>	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 市、県及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を<u>講じる</u>。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
50	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」とおり。</p> <p>イ 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。</p> <p>ウ 発見又は連絡に基づき、市及び県はただちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p> <p>エ 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p> <p>オ 北陸信越運輸局は、鉄道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」とおり。</p> <p>イ 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。</p> <p>ウ 発見又は連絡に基づき、市及び県はただちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を<u>講じる</u>ものとする。</p> <p>エ 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を<u>講じる</u>ものとする。</p> <p>オ 北陸信越運輸局は、鉄道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
62	<p>危険物等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p>	<p>危険物等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>第1 基本方針 危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために<u>平時</u>から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。</p>	<p>第1 基本方針 危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために<u>平常時</u>から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
72	<p>大規模な火災災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 基本方針 災害時に備え、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化が果たされているが、更なる促進が必要である。また、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平時</u>からの訓練も必要である。 また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。 その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。 イ 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。 また、<u>平時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p>	<p>大規模な火災災害対策編</p> <p>第2章 災害予防計画 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 基本方針 災害時に備え、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化が果たされているが、更なる促進が必要である。また、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平常時</u>からの訓練も必要である。 また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。 その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。 イ 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。 また、<u>平常時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
74	<p>3 消火活動の計画 (2) 実施計画 ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化 発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。 また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。</p>	<p>3 消火活動の計画 (2) 実施計画 ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化 発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。 また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平常時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
78	<p>大規模な火災災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策計画 第2節 避難誘導活動</p> <p>第1 基本方針</p>	<p>大規模な火災災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策計画 第2節 避難誘導活動</p> <p>第1 基本方針</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>第2 主な活動 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>第3 活動の内容 1 基本方針 公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を<u>講ずる</u>。 また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。 避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>2 実施計画 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を<u>講ずる</u>。</p>	<p>大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を<u>講じる</u>。</p> <p>第2 主な活動 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を<u>講じる</u>。</p> <p>第3 活動の内容 1 基本方針 公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を<u>講じる</u>。 また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。 避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置を<u>講じる</u>。</p> <p>2 実施計画 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を<u>講じる</u>。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
86	<p>林野火災対策編</p> <p>第1章 災害予防計画 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針 <u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うこととする。</u></p> <p>第3 計画の内容 2 災害応急体制の整備関係 (1) 基本方針 関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を<u>平時</u>から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。 (略) 3 消火活動関係 (1) 基本方針 消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。 <u>ウ</u> 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。</p>	<p>林野火災対策編</p> <p>第1章 災害予防計画 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針 <u>林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。</u></p> <p>第3 計画の内容 2 災害応急体制の整備関係 (1) 基本方針 関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を<u>平常時</u>から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。 (略) 3 消火活動関係 (1) 基本方針 消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
87	<p>(2) 実施計画 ア 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。 <u>イ 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下</u></p>	<p>(2) 実施計画 ア 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。 <u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画、長</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p><u>での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材の充実等を図るものとする。</u> <u>ウ</u> 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。</p>	<p>イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。</p>	<p>野県地域防災計画に合わせて修正</p>
88	<p>第2章 災害応急対策計画 第1節 林野火災の警戒活動</p> <p>第1 基本方針 <u>火災警報及び火災注意報の発令等</u>、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。</p> <p>第3 活動の内容 1 基本方針 林野火災の発生の恐れのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。</p> <p>2 実施計画 (1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。 また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。 (2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限 ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。 イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、<u>火災に関する警報及び注意報</u>の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画 第1節 林野火災の警戒活動</p> <p>第1 基本方針 <u>火災警報の発令等</u>、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。</p> <p>第3 活動の内容 1 基本方針 林野火災の発生の恐れのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。</p> <p>2 実施計画 (1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。 また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。 (2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限 ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。 イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、<u>火災に関する警報</u>の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。</p>	<p>林野火災注意報の運用開始に伴う修正</p> <p>林野火災注意報の運用開始に伴う修正</p>